

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2023.10

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ やはり、技術者でしょう！

資格取得増加

建設業界で責任のある業務を担当していくには資格が必要になります。従業員さん、特に若手の方にこれからキャリアアップしてもらい、やりがいのある仕事をしつつ年収もUPしてもらおう。そのためには会社の資格取得をサポートが欠かせません！



建設業の資格を取得するメリット

○スキルの証明になり仕事の幅が広がる

資格取得は、知識や技術・能力などスキルの証明になります。資格を持った従業員さんがいることで、施主さんや元請の事業者さんも安心して仕事を任せることが出来ますし、合格証や修了証明書が形として手元に届くと従業員さんの自信ややる気に繋がります。資格がなければできない作業ができるようになれば、仕事の幅も広がりますね！

○手当や昇給につながる

収入UPにつながる可能性があることも従業員さんにとっては重要です。経営事項審査を受ける事業者様では、施工管理技士などポイントに寄与する資格を昇給や昇格の条件としていることもあります。経審は受けないけれど、特定の資格を取得すれば資格手当を支給するという事業者様も多いですね。



資格取得を推進し安定した企業に！

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

施工管理技士や登録基幹技能者から特別教育まで、会社が経費を負担して受講させた場合
中小建設事業主（21人以上） **経費助成 10分の1 賃金助成 一人当たり 7,600円/日**
（雇用保険被保険者数が20人以下の場合、**経費助成 4分の3 賃金助成 8,550円/日**）
さらにCCUS登録者に対しては割増で助成されます。

ひとりではなく2人、3人で一緒にチャレンジを！ みんなとワイワイ楽しみながら資格取得♪会社が支援してくれるとなればさらにモチベーションUPになります。

★運送業★ さあ新しいドライバーさん確保です！

2024 年問題対応のため、ドライバーさんの確保！ 進んでいますか。
新任ドライバーさんの受け入れ準備 おさらいしましょう。

過去 3 年間の事故歴を自動車安全運転センターが発行する

『**運転記録証明**』を取得して把握

運転記録証明は毎年取得
するといいですね。
皆さん同じ違反がありま
すよね。傾向と対策も

1. 適性診断の受診（特別診断）

運転記録証明を確認し適性診断を受診させましょう（事故注意）

- ・特に問題のない 65 歳未満
⇒ **初認診断**（過去に 3 年以内に初認診断を受診していればその結果を使用できます）
- ・特に問題のない 65 歳以上は
⇒ **適齢診断**（66 歳になるまでに受診、その後 3 年おきに受診）
- ・事故惹起者（事故等を引き起こした者） **新しく採用した方が事故惹起者だった！**
⇒ **特定診断 I 又は II**（添乗指導を除く 6 時間の事故惹起者教育）

診断結果は再発行
も可能です

2. 初任運転者教育（3 年間保存）

過去 3 年以内に運送会社での運転経験（履歴書等で確認）がない方は初任運転者教育が必要（添乗指導を含む 3.5 時間以上）

- ・指導、監督指針の 1.2 項目を座学及び実車を使用して指導⇒ 1.5 時間以上
- ・実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を指導⇒ 2.0 時間以上

※指導教育の実施時期

初めて事業用自動車に乗務する前に実施します。やむを得ない事情がある場合でも、乗務を開始した後 1 ヶ月以内には実施が必要。記録と保存も忘れずに。

3. 雇い入れ時の健康診断を受診（5 年間保存）

以前の会社等で過去 3 か月以内に健康診断を受診していれば、その結果が使用できます。

※健康診断受けただけになっていませんか？ 要再検査見逃していませんか？

再検査を受診させずに乗務して健康起因事故が起きたら行政処分が待っています。事故にならなくても、健康起因で車両の運行ができなくなったら、「速報」です。

自動車事故報告規則 第 2 条第 9 号

「運転者の疾病により、自動車の運転を継続することができなくなったもの」

※事故にならなくても「速報」(24 時間以内)です。30 日以内の報告ではありません。

とある中間処理業者さんからのご相談
下取り？ 有価物？

★産廃処理業★



排出事業者とウチとの間に販売店がいて、売る代わりに使用済みのモノを引き取って、それをウチが処理しているんだけど、販売店は産業廃棄物処理業の許可を持っていない。「下取り行為」とか「有価物」って話は通用する？

「下取り行為」と「有価物」って性質的に全然違う話なので1つずつ整理しましょう。



【下取り行為】

環境省は、「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。」としています。

下取り行為となる要件

- ① 新しい製品を販売する際に行われること
- ② 商慣習として行われること
- ③ 同種の製品で使用済みのものを対象とすること
- ④ 無償での引取りが行われること
- ⑤ 収集運搬がなされること

ということは、販売店が引き取るのはOK！しかし、大阪府が公表しているQAには「**下取りによる運搬を他社(運送会社)に委託するときは、その他社(運送会社)は収集運搬業の許可が必要であり、廃棄物処理法の委託基準が適用されます。**」とあります。つまり、【下取り】による収集運搬業許可不要というのは販売者にしか適用されないということです。

【有価物】

「買ったから廃棄物じゃないよ。有価物として取り扱ってる！」と、それだけで判断するのは危険です。有価物に該当するかどうかは5つの基準を総合的に判断して決められます。

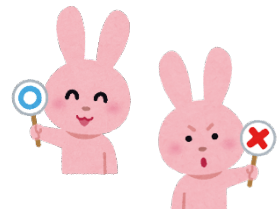
有価物該当性の5つの判断基準

- ① 物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常の取扱いの形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者(排出者)の意思

もう、逆有償が絶対ダメって時代ではありません

逆有償(取引のトータルがマイナス(手元マイナス)=社会にとっての損失)という考え方から、平成25年通知では「手元マイナスでもリサイクルした方が社会的価値があり、焼却・埋め立てよりもコストダウンになるのであれば経済的価値もある」という考え方に緩和されました。しかし「有価物だから」と、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないため、改めて有価物の該当性について慎重に判断するよう令和3年に通知が発令されています。

下取り行為も有価物の該当性も、ちょっとした勘違いで不適正処理になってしまうかも。迷われた時にはいつでもご連絡ください。



★その他★ 「事業承継・M&Aと許認可」シリーズ

人材不足が深刻な建設業界ですが、後継者不足も深刻・・・

後継者不足を理由に倒産や自主廃業をする建設業者は毎年100社超！

2022年の東京商工リサーチの「全国社長の年齢調査」によると建設業の社長の平均年齢は59.9歳！また、別の調査では63.4%の建設業者が「後継者がいない」と回答しています。

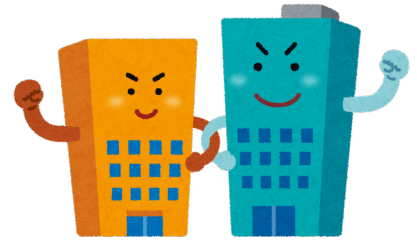
事業承継が決まったらスムーズに許可手続きが進むよう、令和2年によりよく建設業法が改正され許可の引き継ぎが可能になりました。活用しましょう！

合併または分割、譲渡および譲受けの認可

合併・分割とは、M&Aのことです。

事前に認可を受けることで許可の空白期間が生じることなく許可を引き継ぐことができます。

会社合併は、新設合併はと吸収合併があり、新設合併の場合は、新規許可申請が必要です。



譲渡譲受は、会社の分割や合併ではなく、その事業だけをA社からB社に譲り渡すことを言います。この場合も事前に認可を受けることで空白期間が生じることなく許可を引き継ぐことができます。個人事業主が法人成りした場合もこの認可により許可を引き継ぐことができます。

相続の認可

個人事業主で建設業許可をお持ちの方がお亡くなりになった場合、30日以内に「相続の認可」を申請することで建設業許可を相続することが可能になります。

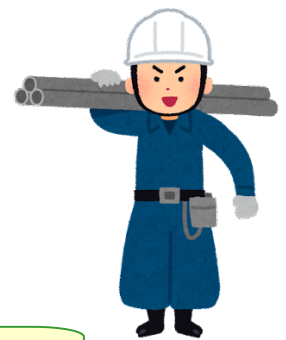
ただし、相続開始後30日以内という時間勝負的な部分があり、これを超えると新規許可申請をしなくてははいけません。

これが肝！
事前確認願います

許可要件！

どの場合にも引継ぐ側での建設業許可要件を満たしている必要があります。

経營業務の管理責任者や専任技術者など経験や資格が必要な人が事業承継と同時に退職！ 別の人を立てるにも要件を満たせる人がいない！



法改正で応援！

経營業務の管理責任者 緩和のおさらい

「建設業での経営経験」：原則 建設業の会社の常勤取締役の期間が5年以上
緩和 ①建設業で2年以上かつ「常勤役員を直接に補佐した期間が5年以上」
②建設業で2年以上かつ「建設業以外での役員経験3年以上」

建設業に限らず事業承継を検討する場合は、許認可の整理をして、許可申請してから認可までの見通しを立てた後に、事業譲渡・分割・合併等のスケジュールを考えましょう。

許可が失効してからでは、全てが水の泡！ ご検討中の方は、早めにご相談ください。